

## 議案第39号

### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第1条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(特定非営利活動に含まれる活動)</u></p> <p><u>第1条の2 法別表第20号の条例で定める活動は、鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

第2条 鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化</p>	<p>名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県</p>

などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

にのみ任せていっては、理想の社会を実現できないことは明らかである。個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、住民自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のことを決定し、自らが実践していく取組を進めすることが必要になっている。このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。

我が県では、市町村合併により新たな市町村の枠組みがつくれ、今後は住民に一番身近なところで地域の実情や住民ニーズに沿った公共サービスの提供や、住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと広げていくことも求められているところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

(1)～(3) 略

(4) 観光の振興を図る活動

(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(10) 略  
(11) 略  
(12) 略  
(13) 略  
(14) 略  
(15) 略  
(16) 略  
(17) 略  
(18) 略

(19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動

(20) 略

2 略

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県内に居住し、又は滞在する個人  
(2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体  
以外の団体

(8) 略  
(9) 略  
(10) 略  
(11) 略  
(12) 略  
(13) 略  
(14) 略  
(15) 略  
(16) 略

(17) 略

2 略

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利公益活動団体  
(2) 県内に居住し、又は滞在する個人  
(3) 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。

3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。

(基本理念)

第3条 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県民相互の利害の調整に努めなければならない。

(非営利公益活動団体の責務)

第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 略

(県の責務)

第6条 略

2 略

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 略

2 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 略

2 略

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

(協働による業務の実施等)

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(非営利公益活動等に対する支援)

第8条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
- (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備

4 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が当該非営利公益活動を行なうことを妨げないように配慮しなければならない。

(業務の協働実施等)

第6条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体の知識経験を活用することができると認めるときは、当該非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は当該非営利公益活動団体に業務を委託するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第7条 県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする。

(3) 非営利公益活動を支える人材の養成

(4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供

(5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供

(6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備

(7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

(意見又は提案の聴取)

第9条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聞くよう努めなければならない。

2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案

2 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意見又は提案の聴取)

第8条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県民の意見又は提案を聞くよう努めなければならない。

2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又

(非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。) を知事に提出することができる。

### 3 略

(就業環境の整備)

#### 第10条 略

(規則への委任)

#### 第11条 略

### 附 則

(施行期日)

#### 1 略

(検討)

2 知事は、平成29年度末を目指として、この条例の規定及びそ

は非営利公益活動団体に業務を委託することを求める提案を含む。) を知事 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号) 第14条第2項に規定する未来づくり推進局长。以下同じ。) に提出することができる。

### 3 略

(就業環境の整備)

#### 第9条 略

(規則への委任)

#### 第10条 略

### 附 則

(施行期日)

#### 1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日までに延長その他の所要の措

の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。